

北海道告示第470号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年10月3日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和5年10月3日に一般競争入札の公告を行う北海道庁本庁舎構内除排雪業務
- (2) 資格 除排雪業務に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 除排雪業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 令和5年10月1日現在において引き続き2年以上除排雪業務を営んでいること。
- (2) 令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間において、公共施設、道路又は大規模商業施設の除排雪業務の実績を有していること。
- (3) 履行場所に1時間以内に到着できる営業拠点を有すること。
- (4) 次の除排雪機械を確保できること。

ア 除雪ドーザ	(9トン(1.5m ³)級以上)	2台
イ ダンプトラック	(10トン級以上)	2台
ウ ホイールローダ	(0.5m ³ 級以上)	1台
エ バックハウ	(ホイール型0.45m ³ 級以上)	1台
オ ロータリー除雪機	(10P S以上)	1台
- (5) 除排雪機械の運転免許を有する者を含め、除雪作業員を6名以上配置できること。
- (6) 除排雪業務について、損害保険会社と損害賠償保険契約を締結していること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年10月3日(火)から同月17日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/114999.html>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道庁総務部総務課庁舎管理係
- (2) 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5891